

# 北海道における高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和4年4月18日（月）

午後4時30分から

会場：災害対策本部室（第2庁舎3階）

出席：知事

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理局、鳥取大学

# 会議内容

- 1 国内における発生・検出状況
- 2 北海道での発生概要
- 3 国の対応
- 4 鳥取県の対応
- 5 相談窓口
- 6 県民の皆様へのメッセージ



# 国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)

	発生地	鶏種	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日 (殺処分完了日)	血清亜型	備考
1	秋田県横手市	採卵鶏	144,539羽	11月10日	11月20日	H5N8	
2	鹿児島県出水市	採卵鶏	38,500羽	11月13日	11月16日	H5N1	
3	鹿児島県出水市	採卵鶏	9,200羽	11月15日	11月16日	H5N8	
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	156,459羽	11月17日	11月22日	H5N1	
5	熊本県南関市	肉用鶏	66,225羽	12月3日	12月5日	H5N1	
6	千葉県市川市	あひる	340羽	12月5日	12月5日	H5N1	
7	埼玉県美里町	採卵鶏	15,692羽	12月7日	12月11日	H5N1	
8	広島県福山市	採卵鶏	30,509羽	12月7日	12月12日	H5N1	
9	青森県三戸町	肉用種鶏	7,250羽	12月12日	12月14日	H5N1	
10	愛媛県西条市	採卵鶏	135,763羽	12月31日	1月18日	H5N1	
11,12	愛媛県西条市	採卵鶏	224,887羽	1月4日	1月18日	H5N1	疫学関連農場含
13	鹿児島県長島町	肉用鶏	111,000羽	1月13日	1月16日	H5N1	疫学関連農場含
14	千葉県八街市	肉用鶏	63,442羽	1月19日	1月24日	H5N1	
15	千葉県匝瑳市	あひる	5,800羽	1月26日	1月26日	H5N1	疫学関連農場含
16	岩手県久慈市	肉用鶏	41,471羽	2月12日	2月14日	H5N1	
17	宮城県石巻市	肉用種鶏	32,000羽	3月25日	3月27日	H5N1	
18	青森県横浜町	肉用鶏	158,851羽	4月8日	4月15日	H5N1	
19	青森県横浜町	肉用鶏	110,000羽	4月15日		H5亜型	
20	北海道白老町	採卵鶏	520,000羽	4月16日		H5亜型	
21	北海道網走市	エミュー他	600羽	4月16日		H5亜型	

# 国内の鳥インフルエンザ検出状況(野鳥等-1)

事例番号	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1,4,5,6,8,9,11	鹿児島県出水市	環境試料(水)	11月8,22,29日 12月6,20日, 1月10日	11月11,29日, 12月6,13,27日, 1月17日	H5亜型, H5N8, H5N1
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1
3	鹿児島県出水市	ナベヅル	11月19日	11月22日	H5N8
7	鳥取県鳥取市	環境試料(水)	12月1日	12月8日	H5N8
10	北海道苫前町	オジロワシ(衰弱個体)	1月2日	1月7日	H5N1
12,13,17,18,29,35,52,58	北海道根室市	ハシブトガラス	1月20,23,28日, 2月3,14,18日, 3月1,14日	1月26,28日, 2月4,8,18,24日, 3月9,22日	H5N1
14	北海道紋別郡雄武町	オジロワシ(衰弱個体)	1月23日	1月28日	H5亜型
15	北海道斜里郡小清水町	オオワシ	1月22日	2月1日	H5亜型
16	京都府京都市	ノスリ(衰弱個体)	1月27日	2月1日	H5N1
19	北海道幌泉郡えりも町	オジロワシ	2月2日	2月10日	H5亜型
20,21	北海道幌泉郡えりも町	ハシブトガラス	2月7,8日	2月14日	H5N1
22	北海道標津郡標津町	ハシブトガラス	2月8日	2月14日	H5N1
23	北海道斜里町	ハシブトガラス	2月8日	2月14日	H5N1
24,30,32,33,36,41,43	岩手県久慈市	オオハクチョウ	2月8,14,15,16,17, 21,22日	2月14,16,22,24日, 3月1日	H5N1
25	北海道目梨郡羅臼町	オジロワシ	2月10日	2月16日	H5N1
26,27,37,39,42,45,49,53,56,63,66	岩手県久慈市	ハシブトガラス	2月11,13,17,21, 22,24日, 3月1,4,14,23,31日	2月18,24,27日 3月1,2,7,11,20,30日 4月6日	H5N1, H5亜型
28,55,59	北海道目梨郡羅臼町	ハシブトガラス	2月14日, 3月9,14日	2月18日, 3月16,22日	H5N1
31	北海道利尻郡利尻富士町	ハシブトガラス	2月15日	2月21日	H5N1
34	福島県二本松市	マガモ	2月18日	2月22日	H5亜型

# 国内の鳥インフルエンザ検出状況(野鳥等-2)

事例番号	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
38	岩手県久慈市	マガン	2月12日	2月22日	H5N1
40	北海道標津郡標津町	ハシブトガラス	2月19日	2月28日	H5N1
44	岩手県久慈市	ノスリ	2月24日	3月2日	H5N1
46	岩手県久慈市	トビ	2月25日	3月2日	H5N1
47	北海道標津郡標津町	ハシブトガラス	2月24日	3月4日	H5N1
48	岩手県久慈市	カルガモ	2月28日	3月7日	H5亜型
50	北海道礼文郡礼文町	ハシブトガラス	3月1日	3月8日	H5N1
51	北海道常呂郡佐呂間町	オジロワシ(衰弱個体)	3月3日	3月8日	H5亜型
54	北海道北見市	オオワシ	3月8日	3月15日	H5亜型
57	北海道枝幸郡浜頓別町	ハシブトガラス	3月14日	3月22日	H5N1
60	岩手県八幡平市	オオハクチョウ	3月18日	3月29日	H5亜型
61	北海道佐呂間町	オジロワシ(衰弱個体)	3月22日	3月29日	H5亜型
62	北海道美幌町	オジロワシ(衰弱個体)	3月24日	3月29日	H5亜型
64,67,68	北海道札幌市	ハシブトガラス	3月29,31日, 4月1日	4月4,7日	H5N1, H5亜型
65	北海道羅臼町	オオワシ	3月29日	4月5日	H5亜型
69	北海道釧路市	ハシブトガラス	3月31日	4月8日	H5亜型
70	岩手県久慈市	ハシブトガラス	4月6日	4月13日	H5亜型
71	北海道札幌市	ハシブトガラス	4月2日	4月13日	H5N1
72	北海道羅臼町	ハシブトガラス	4月4日	4月14日	H5N1
73	北海道えりも町	オジロワシ	4月9日	4月14日	H5亜型
74	北海道北見市	ハシブトガラス	4月6日	4月15日	H5亜型
75	北海道釧路市	ハシブトガラス	4月6,7日	4月15日	H5亜型
—	北海道札幌市	キツネ	3月31日	4月4日	H5亜型
—	北海道札幌市	タヌキ(衰弱個体)	4月1日	4月7日	H5N1

# 北海道での発生概要(1例目)

## 1 農場の概要

農場所在地: 北海道白老郡白老町(しらおいちょう)

飼養状況 : 採卵鶏 約52万羽 鶏舎8棟(ウインドウレス)

## 2 経緯

- ・4月15日(金) 当該農場から死亡鶏増加の通報を受け、農場に対し立入検査を実施、簡易検査で13羽中9羽が陽性
- ・4月16日(土) 遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

## 3 北海道の対応

- ・4月16日(土)午前10時から第1回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催
- ・自衛隊へ派遣要請
- ・殺処分の開始
- ・移動制限区域設定: 農場から半径3km以内(2農場 約20万羽)
- ・搬出制限区域設定: 農場から3~10km以内(6農場 約48万羽)<sub>7</sub>
- ・消毒ポイントの設置 3か所

# 北海道での発生概要(2例目)

## 1 農場の概要

農場所在地:北海道網走市

飼養状況 :エミュー約500羽、採卵鶏約100羽

## 2 経緯

- ・4月15日(金) 当該農場からエミューの死亡数増加の通報を受け、農場に対し立入検査を実施 簡易検査で陽性
- ・4月16日(土) 遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

## 3 北海道の対応

- ・4月16日(土)午後5時30分から第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催
- ・殺処分の開始
- ・移動制限区域設定:農場から半径3km以内(4農場 約54万羽)
- ・搬出制限区域設定:農場から3~10km以内(13農場 約125万羽)
- ・消毒ポイントの設置

# 国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 鳥取県の対応

- 1 県内全78養鶏農場へ発生情報の周知し、異常がないことを確認  
北海道の発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 連休頃までの渡り鳥によるウイルス持ち込みの可能性について  
注意喚起を実施
- 3 鶏舎や防鳥ネットの点検、消毒槽の消毒液交換や消石灰の散布  
について再度徹底指導を実施
- 4 県内養鶏場の一斉消毒、遺伝子診断の強化
  - ・令和3年11月、令和4年1月に消石灰、消毒薬による緊急消毒を実施
  - ・鳥インフルエンザの診断迅速化対応（PCRソフト更新、全自動核酸抽出装置導入）
- 5 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
  - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済

# 鳥取県における野鳥への対応

## ＜野鳥サーベイランスの強化＞

鳥取市日光地区での環境水からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を受け、

「**野鳥監視ステージ3**」により野鳥のサーベイランスを強化中

- 12月 1日(水) ・鳥取市気高町日光地内にて環境水2検体と野鳥糞便10検体を採取
- 12月 8日(水) ・環境水1検体から検出されたウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスであることを確認(H5N8亜型)
  - ・環境省が、採取地点から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 12月29日(水) ・環境省は野鳥監視重点区域の指定を解除したが、全国の発生状況を踏まえ、本県では最高レベルの「野鳥監視ステージ3」を継続

## ○異常な野鳥等の監視

渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中

**※4/17時点で、異常な野鳥等は見つかっていない**

## ○糞便等調査

・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査を実施

【検出状況】 令和3年12月8日(日光地区)

環境水からH5N8亜型(高病原性)

**※4/17時点で、上記以外は陰性、または低病原性**

鳥取県のサーベイランス(監視強化)

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (流行期:11月~4月)	野鳥監視(週1日) 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内で野鳥感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大(週2日) 糞便、水検査(月2回)	最大 68地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視(隔日、重点区域は毎日) 糞便、水検査(月2回)	最大 68地点 +重点区域

# 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

## 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項について周知徹底  
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

○市町村に愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起を依頼

### ＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。  
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行きましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

## 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

# 県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

※R3.11.2～R4.4.17 鳥インフルエンザ相談件数 144件(東部:64件、中部:27件、西部:53件)

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供

The screenshot shows the 'Tottori Prefecture Web Site' header with navigation links for 'お問い合わせ' (Contact), '使い方' (Usage), 'サイトマップ' (Site Map), and 'RSS'. The main title is '高病原性鳥インフルエンザへの対応' (Response to High Pathogenic Avian Influenza). The page is divided into several sections:

- 発表情報** (Release Information): Includes 'もどる' (Return), '鳥取県の対応・発生状況' (Response and Occurrence Status of Tottori Prefecture), and 'リンク集' (Link Collection).
- 鳥取県の対応・発生状況** (Response and Occurrence Status of Tottori Prefecture): A link to view the page.
- 鳥取県の体制** (Response System of Tottori Prefecture): A link to view the system.
- 本県への侵入防止** (Prevention of Entry to the Prefecture): Includes '鳥インフルエンザの侵入防止対策' (Prevention Measures for Avian Influenza Entry) and '鳥インフルエンザQ&A' (Avian Influenza Q&A).
- 家きんの情報はこちら** (Information on Poultry): A link to view information.
- 野鳥の情報はこちら** (Information on Wild Birds): A link to view information.
- 愛玩鳥の情報はこちら** (Information on Pet Birds): A link to view information.

The main content area contains the following text:

**鳥取県の対応・発生状況**

鳥取県の対応・発生状況のページをご覧ください。

**県民の皆様へのメッセージ**

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

# 対応窓口

(24時間対応しています。)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247 ( // )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( // )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( // )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 ( // )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( // )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

# 県民の皆様へのメッセージ

■ 鳥インフルエンザにり患した家きん卵や家きん肉が市場に出回ることはありません。

■ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥: 首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■ 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■ 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。